

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長
保育第2課長
運営管理課長
子育て推進部保育対策課長
幼児教育担当課長

保育所等における登園自粛要請期間の延長について

本市の保育所等における登園自粛要請については、国の緊急事態宣言及び神奈川県からの要請等に基づき、令和2年5月6日（水）までとしており、5月7日（木）以降の対応についても、国及び県の方針に基づき決定する予定でしたが、現時点でこれら方針が示されていない状況にあります。

今後、大型連休を迎え、事前に施設や保護者等に十分な周知が困難となることから、現在実施している登園自粛要請を暫定的に5月10日（日）まで延長することとします。

なお、登園自粛要請期間の延長を含むその後の対応等につきましては、国及び県の方針が示された後に、改めて決定しお知らせします。

●登園自粛要請の延長（暫定）

5月10日（日）まで

●利用料の減額

保育料（利用者負担額）につきましては、登園自粛要請の延長期間についても、登園しなかった日数に応じて減額します。

【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育園の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（保育料の徴収に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179